

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和7年6月20日（金）
午後1時30分～午後2時15分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	松 岡 舟
委 員	井 下 由 美
委 員	立 石 陽 志
委 員	久 保 博 紀
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	窪 田 徹 也
協働推進部長	田 中 壽 紀
総務課長	土 井 節 子
学校教育課長	岩 井 俊 明
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
文化財保存活用課長	東 信 男
資料館長	大 北 知 美
まなび文化課長	村 尾 剛 志
総務課副課長	後 藤 幸 功

書 記	総務課庶務担当長	小野佳代子
-----	----------	-------

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第15号	専決処分の報告について（情報公開）
報告第16号	専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）
報告第17号	専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

議案第 10 号 丸亀市立資料館学芸委員会委員の委嘱について

議案第 11 号 丸亀市立資料館運営協力委員の委嘱について

議案第 12 号 丸亀市社会教育委員の委嘱について

議案第 13 号 丸亀市生涯学習推進員の委嘱について

5 報告事項

新第二学校給食センターについて

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。立石陽志委員、松岡舟委員。

7 議事の概要

午後 1 時 30 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 15 号を非公開と決した。

〔教育長〕

5 月下旬、教育委員の皆さんにも参加いただいたが、各小学校等では運動会が行われた。また、5 月下旬から、小中学校、教育保育施設に訪問していただいている。それぞれの施設では、子どもたちの様子をしっかりと先生方が見つめながら、誠実に熱心に教育活動に取り組んでおられることを本当に感謝している。特に、校長先生や所長先生、園長先生を含め、方針を決定し取り組んでいて、子どもたちの姿からは教育的な効果も感じられるところである。

一方、教育活動が進む中で、子どもたちの成長は見られるが、子どもたちが関わる中で様々な摩擦もあり、トラブルも起こっている。そこへの対応は必要となっている。当然それは成長の機会ではあるが、子どもたちへの対応や保護者への対応に困難さもあり、教育委員会として支援していることも多くある。

その中で、教職員を巡る課題も顕著になってきている。教員の不足であるとか、それにより教員に心的な負担がのしかかってきて、不調に陥る者も出てきている。教育委員会としてしっかりと支えていかなければならないと考えている。

1 つは実態として、もう 1 つは環境を整えることで、教職員が安心して子どもに向き合える環境を整えていかなければならないと考えている。

また実際に、これは少し違った面であるが、7月7日から綾歌中学校の体育館が生徒へ供用開始される。非常に立派な施設であり、楽しみにしている。

6月定例市議会にも6件の一般質問があった。基本的には、教育や子育て支援についてという内容であった。様々な面から、支援を第一に取り組んでいかなければいけない。学校給食もその1つであり、本日報告として、第二学校給食センターの進捗状況についての報告がある。それを含めて、委員の皆さんにはご意見をいただきたい。

報告第16号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）

〔学校教育課長〕

令和7年4月1日の広島小学校、広島中学校の再開に伴い、丸亀市立学校における学校運営協議会に関する規則に基づき学校運営協議会を設置し、その協議会委員について、校長から推薦のあった者を適任であると認め、専決処分により新たに任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2項に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は、報16-2のとおり。

特になし

報告第17号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

〔学校給食センター所長〕

丸亀市学校給食センター条例に基づき委嘱している丸亀市学校給食センター運営委員会委員が、令和7年5月31日をもって任期満了となったので、関係団体などの推薦に基づき専決処分により新たに委員の委嘱をしたので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第10号 丸亀市立資料館学芸委員会委員の委嘱について

〔文化財保存活用課長〕

丸亀市立資料館学芸委員会委員の委嘱については、資料館の運営等に関し、教育委員会の諮問に応じ調査及び審議するため、丸亀市立資料館条例第4条の規定により設置している丸亀市立資料館学芸委員会委員が、令和7年6月30日をもって任期満了となるので、資料館運営に関する学識と経験を有する者を、新たに令和7年7月1日から2年間、委員として委嘱したいのである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 11 号 丸亀市立資料館運営協力委員の委嘱について

〔文化財保存活用課長〕

丸亀市立資料館運営協力委員会委員の委嘱については、資料館の事業を援助するため、丸亀市立資料館条例施行規則第 8 条により委嘱している資料館運営協力委員会委員が、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、各団体から推薦等され、資料館運営に関する知識と経験を有する者を、新たに令和 7 年 7 月 1 日から 2 年間、委員として任命したいのである。

〔委員〕

資料館運営協力委員は、年間何回くらい会をして、どのような内容の意見をいただいているのか。

〔資料館長〕

年間 1 回会議を行い、事業報告や今年度の事業計画について周知している。活動としては、展覧会毎にチラシやポスターの配布、SNS での発信など、広報活動を主にしていただいている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 12 号 丸亀市社会教育委員の委嘱について

〔まなび文化課長〕

丸亀市社会教育委員の委嘱については、社会教育法第 15 条の規定に基づき、社会教育に関する諸計画の立案や研究調査等を行うため委嘱している現在の丸亀市社会教育委員が、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、新たに令和 7 年 7 月 1 日から 2 年間、委員を委嘱したいのである。

〔委員〕

会長は委員の互選によって選任されると思うが、例えば前任者の中でどなたが会長をされていたか教えてほしい。

〔まなび文化課長〕

前任者については、会長は高橋勝子さん（認定 NPO 法人さぬきっずコムシアター理事長）がされていた。会長は互選によって決めることになる。

〔教育長〕

今回 10 名中 7 名が新任となって、先ほどの説明では、社会教育、学校教育、家庭教育とバランスよくということであった。今回選任するに当たって、まなび文化課としての考えや思いがあれば紹介していただきたい。

〔まなび文化課長〕

まず、今年度は計画を改定することになっている。国の教育振興基本計画の中でも、学びというものだけではなく、いわゆる社会と学びということを密接に関連づけていくという方向性が出ているので、そういった意味でも、今までの生涯学習だけというよりも、その学びを地域、社会により還元していく、そういったことを見据えた上で、私どもが今大事にしないといけな
いもの、特に家庭教育については、重点を置いて取り組んでいきたい。私どもも協働推進部に
いるので、地域との協働をより具現化していきたいという思いで、この委員の方々を委嘱した
いと考えている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 13 号 丸亀市生涯学習推進員の委嘱について

〔まなび文化課長〕

丸亀市生涯学習推進員の委嘱については、第 4 次丸亀市生涯学習推進計画に基づき、地域に
おける生涯学習の推進や、生涯学習を通したまちづくりを担う指導者として、丸亀市生涯学習
推進員設置要綱第 3 条に基づき配置しているものであり、現在の丸亀市生涯学習推進員が、令
和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、新たに令和 7 年 7 月 1 日から 2 年間、推進員を
委嘱したいのである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

新第二学校給食センターについて

〔学校給食センター所長〕

現在準備を進めている、第二学校給食センターの建て替えについて、現状の報告をする。

資料の 1 ページ、新第二学校給食センター整備運営事業者の選定に向けた、募集要項等の公
表についてである。令和 10 年 4 月開業予定の D B O 方式による新第二学校給食センター整備運
営事業について、募集要項等を 5 月 2 日に公表した。その公表した書類の内容、構成について

は、主に事業者選定手続きを示す募集要項。求める業務水準を示す要求水準書、事業者の選定基準を示す事業者選定基準、主要な契約条件、リスク分担を示す基本協定書案、設計建設業務請負契約書案、運営維持管理業務委託契約書案、応募者が提出する書類の様式を示す様式集、これらの書類のデータをホームページ上に公表をしている。

次、2 ページ、公表後のスケジュールについては、8 月 25 日に審査の対象となる提案書の受付期限となっている。その提案書に基づき、10 月 16 日、ヒアリング、プレゼンテーションを行う。その後、11 月上旬には、基本協定の締結及び設計建設業務請負契約の仮契約を締結して、12 月下旬に議会に対し、設計建設業務請負契約を提案し、議会の承認を得たら、設計建設業務の請負契約及び運営維持管理業務委託契約の本契約の締結ということで、予定では 12 月下旬に本契約の締結と考えている。

その後のスケジュールについては、3 ページに記載している。議会の承認をいただいたら、令和 7 年 12 月より令和 10 年 10 月までの約 35 か月間、この間を設計建設期間ということで、工事を行う。供用開始は令和 10 年 4 月であるから、若干日程がずれていると思われるかもしれないが、供用開始した 4 月以降については、今の既存棟の建物を解体し、米飯棟との接続通路廊下、あと外構工事を供用開始後も行う予定としているので、その期間として 10 年 10 月までの期間設定にしている。既存棟の新しい建物できたら、令和 10 年 1 月にその施設の引き渡しを行い、2 月から 3 月までの 2 か月間で開業準備期間を設けて、その間で研修等を行っていく。そして、令和 10 年 4 月から令和 25 年 3 月までの 15 年間、運営と維持管理を民間の方へ委託するという形で今準備を進めているところである。

〔教育長〕

3 ページ目の実施スケジュールに、設計建設期間と運営維持管理期間という 2 つがあった。ここが DBO 方式というところに大きく関わると思うので、具体的なイメージを共有するという意味合いから、DBO 方式についてもう少し説明いただきたい。

〔学校給食センター所長〕

今回の DBO 手法は、今、国も含めて推進をしている PPP 事業、官民連携という意味合いでの PFI 事業に類した手法の 1 つである。これは設計建設、運営維持管理、このすべての業務を一括で発注するという手法になっており、運営期間は 15 年であるが、設計建設含めると約 17～18 年間、民間の方へ委託をするという手法となる。

他市、他県の事例をみても、給食センターの整備に関しては、多くが近年この手法で整備が進められている。本市としても、PFI 手法と DBO 手法で悩んだが、DBO 手法を選択して、令和 10 年からの 15 年間、第二センターの給食運営について、この事業で進めていくことになった。

〔教育長〕

つまり設計建設、そして運営維持管理を一体として、今回選定していくということか。

〔学校給食センター所長〕

はい。

〔委員〕

委託を含めた 15 年間の全体予算も公表しているのか。

〔学校給食センター所長〕

今回の募集要項等を公表した段階で、その中に概算事業費として、全体事業費の上限額を明記している。金額については約 78 億円を募集要項の中に記入し、参加いただける事業者においては、どういう使い道で予算を使うかは事業者のノウハウにお任せすることになるが、その中で提案書を出していただく。

〔委員〕

上限 78 億円という枠組みの中で、例えばその予算を設計建設にこれだけ、委託にこれだけ使うというようなことが提案されるのか。

〔学校給食センター所長〕

そのとおりである。

〔委員〕

給食内容等については、給食センター運営委員の方々のいろいろな意見とかを取り入れて民間にお願いするが、子どもたちの給食が充実することは、当然担保されているのか。

〔学校給食センター所長〕

給食内容について、要求水準書の中で、現在の給食内容を最低限担保すること、プラスアルファ職員も含めて、いろいろなことでの高い要求をさせていただいている。その中で、運営委員会の意見、また栄養士の先生の意見を踏まえて、今後は決まった事業者と適宜相談しながら、よりよい給食の提供に向けて、15 年間やっていくというように考えているので、ご理解、ご協力をお願いします。

〔委員〕

子どもたちも給食をすごく楽しみにしているので、よろしくお願いします。

〔委員〕

5月2日に公表されて、いくつかの事業者からアクションはあったのか。

〔学校給食センター所長〕

グループを組成するので、そのグループからのアクションはある。選定に関わることもあるので、何社という具体的なことは申し上げられないが、全くないということはない。

〔委員〕

全国的にDBO方式が多いのか。

〔学校給食センター所長〕

PFI手法というのが初めてできたのは、たしか平成18～19年ぐらいで、全国で初めては千葉県であったと思うが、そこからPFI手法が10年ぐらいは進んでいた。その中で、やりにくい部分の制度面の改善もあり、他にもいろいろ手法がある中で、今はDBOも含めてPFIが一番多いが、DBOを選択している自治体は出てきている。

〔委員〕

請負う事業者側にとったら、運営をする、いわゆる給食調理業務を含めてする上で、施設も自分らのノウハウを活用するという意味では、建設も担わせてもらった方が、いい形でサービスを提供できるというニーズがあるから、こういう方式なのか。

〔学校給食センター所長〕

そのとおりである。今までのように分離している場合であれば、設計建設で施設を建てる、それに合わせて業務をするとなれば、運営側は動線や部屋の問題で不満があるが、今回の手法であれば、設計建設段階から運営企業がそこに入って意見も言えて、例えば効率的な施設の配置や動線の確保、施設や部屋の大きさも一緒に考えて設計できるので、非常に効率的で運営しやすいのと、費用面でも利点はあると思う。

〔教育長〕

今日の資料ではイメージしづらいと思うが、私は少し前からお話を伺っている。今回よりよい給食を担保するために、まず理念をしっかりと設定し、そこから次の手順に踏み込む。今委

員からいただいた意見のとおり、よりよい給食を提供することを私自身一番大事にしている。

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は令和7年6月11日から令和7年7月14日までで後援申請が14件あり、うち13件を芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから承認、1件を不承認とした。新規の申請はなし。

なお、不承認の1件は「よみがえる岡山大恐竜博 2025 in コンベックス岡山」で営利事業または営利的意図をもって企画されたものとして不承認とした。

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第15号 専決処分の報告について（情報公開）

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後2時15分